

○鯖江・丹生消防組合議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例

昭和44年11月15日

条例第4号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5千万円以上の工事または製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得または処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和58年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第2号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。